

教育・保育施設には、 心配のある子どもの 報告義務があります

足立区教育委員会

子ども家庭部
こども家庭相談課

足立区梅島3-28-8

TEL 03-3852-3535

FAX 03-3889-3400

教育・保育施設の対応へのご理解をお願いいたします

教育・保育施設(区内小・中学校、保育園等)は、**下記のような心配のある子ども**に気付いた際は、自治体の児童家庭相談窓口(区・こども家庭相談課)に**報告する義務**があります(緊急対応が必要な場合は110番に連絡します)。

- 不自然な傷や打撲の跡がある
- 衣類や身体がいつも汚れている
- 食事を与えられていない可能性がある
- 夜遅くまで一人で遊んでいる など

区・こども家庭相談課で、訪問や必要な支援を行います

教育・保育施設からの報告を受けた場合、こども家庭相談課の相談員が、お子様やご家庭の困りごとをお伺いするため、「**お子様からお話を聞く**」「**ご家庭へ電話連絡・訪問等を実施**」などの対応をさせていただくことがあります。

お子様の状況を確認し、**教育・保育施設と連携しながら、ご家庭に必要な支援を検討・実施**いたします。

教育・保育施設

心配のある
子どもを発見

報告

足立区

教育・保育施設と
連携し状況把握

連絡

各家庭

区の相談員が
訪問等を実施

こども家庭相談課では、子育ての悩みや不安などの相談をお受けしています。「相談場所が分からない」といった場合も、お気軽にご連絡ください。

